

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱

## 第一 地方税法施行令に関する事項

### 一 道府県民税及び市町村民税

1 平成三十三年以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、寡婦及び寡夫に係る生計を一にする子の要件を、前年の総所得金額等が四十八万円以下であるものとする。 (第七条の二、第七条の三、第四十六条の二、第四十六条の二の二関係)

2 平成三十三年以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、雑損控除に係る親族の要件を、前年の総所得金額等が四十八万円以下であるものとする。 (第七条の十三、第四十八条の六関係)

3 指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る平成三十年以後の各年度分の所得割の標準税率の改正に伴い、平成三十一年以後の各年度に道府県が利子割、配当割又は株式等譲渡所得割を市町村に交付する場合において、各交付時期に交付すべき額の算定方法について、所要の措置を講ずること。 (第九条の十五、第九条の十九、第九条の二十三関係)

- 4 平成三十三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、個人の均等割を課することができるできないこととされる者の前年の合計所得金額の限度額に係る基準を、三十五万円に一定の率を乗じて得た金額に、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、十万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に二十一万円に一定の率を乗じて得た金額を加算した金額）に改めること。（第四十七条の三関係）
- 5 市町村長と年金保険者との間の通知について、地方税共同機構（以下「機構」という。）を經由して行うものの範囲を規定すること。（第四十八条の九の十七関係）

## 二 事業税

- 1 分配時調整外国税相当額について法人税の額から控除されることに伴い、付加価値割及び所得割の課税標準について、所要の措置を講ずること。（第二十条の二の十三、第二十条の二の十四、第二十条の二の二、第二十一条の二の三関係）
- 2 一般送配電事業者が原子力損害の賠償に要する金銭及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭を発電事業者に交付する場合における当該一般送配電事業者の各事業年度の収入金額から控除する収入金

額を、当該一般送配電事業者が当該原子力損害の賠償に要する金銭及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭として当該発電事業者に対して交付すべき金額に相当する収入金額とすること。（附則第六条の二関係）

### 三 道府県たばこ税及び市町村たばこ税

加熱式たばこの課税標準の算定に用いる紙巻たばこの一本の金額に相当する金額について、所要の規定の整備を行うこと。（第三十九条の九の二、第五十三条の二関係）

### 四 固定資産税

中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき取得した一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目規定を廃止すること。

（附則第十一条関係）

### 五 特定徴収金の収納の特例

1 機構が行う、法人の事業税その他の地方税等のうち一定の方法で納付又は納入されるもの（以下「特定徴収金」という。）の収納の事務の細目を定めること。（第五十七条の五関係）

2 特定徴収金について、その対象となる税目を定めること。（第五十七条の五の二関係）

3 機構が特定金融機関等に特定徴収金の収納の事務の一部を委託した場合における当該収納の事務の細目を定めること。（第五十七条の五の三関係）

## 第二 国家公務員退職手当法施行令等に関する事項

機構の設立に伴い、次に掲げる政令の規定において、機構を追加すること。

1 国家公務員退職手当法施行令第九条の二及び第九条の四

2 国家公務員共済組合法施行令第四十三条第一項及び第二項

3 地方公務員等共済組合法施行令第三十九条及び第四十三条第七項

4 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める

## 政令本則

5 独立行政法人等登記令別表

6 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令

## 本則

7 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第一条

8 職員の退職管理に関する政令第二条

第三 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令に関する事項  
法人の事業税の例により法人の事業税と併せて徴収される地方法人特別税について、機構が収納の事務を行う特定徴収金の税目の対象とすること。（第八条の二関係）

第四 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記、第一の五及び第三の改正は平成三十一年十月一日から、第一の二の1の改正は平成三十二年一月一日から、第一の二の2の改正は平成三十二年四月一日から、第一の三の改正は平成三十二年十月一日から、第一の一の1、2及び4の改正は平成三十三年一月一日から、その他の改正は平成三十一年四月一日から施行すること。